

機械設備工事 特記仕様書(空調和設備工事)

神戸市建築技術管理委員会 令和7年7月改訂

1. 工事種目

☐ 空調和機器設備	☐ ダクト設備	☐ 冷温水配管設備	☐ 冷却水配管設備	☐ 冷媒配管設備
☐ 蒸気配管設備	☐ 油配管設備	☐ 換気設備	☐ 排煙設備	☐ 自動制御設備
☐ 給排水配管設備	☐ 電気設備	☐	☐	☐

2. 工事範囲

3. 使用材料

名 称	管 種	継 手	備 考
☐ 冷温水管			
☐ 冷却水管			
☐ 給水管			
☐ 排水管 (ドレン管を含む)			
☐ 蒸気管			
☐ 油管			
☐ 通気管			
☐ 膨張管			
☐ 空気管			
☐ 冷媒管			
☐			
☐ 弁 (50A 以下)			JIS 5K
☐ 弁 //			JIS 10K
☐ 弁 (65A 以上)			JIS 5K
☐ 弁 //			JIS 10K
☐			
☐ ダクト			
☐			
☐			

4. 空調和機器設備

- (1) ボイラー

仕様

※標準仕様書

○製造者標準

煤煙濃度計

○要 (※ファン付 ○ファン無)

○不要
- (2) 温水発生機

仕様

※標準仕様書

○製造者標準
- (3) 冷凍機

仕様

※標準仕様書

○製造者標準
- (4) 冷却塔

仕様

※標準仕様書

○製造者標準
- (5) 空調和機

仕様

※標準仕様書

○製造者標準

騒音許容レベル

※標準仕様書による。表 3.1.7 を超える場合は、図示による。
- (6) ファンコイルユニット

仕様

※標準仕様書

○製造者標準
- (7) パッケージ形空調和機及びガスエンジンヒートポンプ

仕様

※標準仕様書

○製造者標準

リモートコントローラー

※別途機器表による

○標準仕様書
- (8) 全熱交換機

仕様

※標準仕様書

○製造者標準

- (9) 送風機
仕様 ※標準仕様書 ○製造者標準
- (10) 冷媒
冷凍機・パッケージ形空気調和機等に使用する冷媒は、
※新冷媒 ○（ ）とする。
- (11) 自動巻取形エアフィルター
空気調和機・送風機等が運転している時のみにタイマーが作動するようにインターロックをとること。
- (12) 機器附属の制御及び操作盤
下記によるほか標準仕様書各編の規定による。
ア. 盤外への必要な動作用接点及び端子を設ける。
イ. 冷凍機・冷温水発生機・パッケージ形空気調和機等の付属盤には、関連機器との必要な接点及び端子を設ける。
ウ. 主要機器には各種接地工事に必要な配線を行い、外部接続端子を設けておく。
- (13) 電気工事
ア. 機器の供給電源（接続共） ※別途工事（ ） ○本工事 ○工事区分表による
イ. 機器の二次側電気工事 ※本工事 ○別途工事（ ） ○工事区分表による
ウ. 二次側配線 ※エコケーブル ○（ ）
- (14) 煙道
ア. 材質・板厚 ※鋼板（※3.2mm 以上 ○4.5mm 以上） ○ステンレス鋼板（ mm 以上）
イ. 伸縮継手 ※直管部 10m 当り 1 個所、2 台以上の機器を同一煙道で接続する場合は機器間に
取り付ける。
○（ ）
ウ. 掃除口 ※設置する ○（ ）

5. 配管設備

- (1) 保温
ア. 冷媒配管の保温 ※製造者標準
○標準仕様書（結露のおそれがある箇所断熱厚さは他の温湿度条件と同じ、
液管 10mm 以上、ガス管 20mm 以上とする。）
イ. 冷媒配管の保温外装
（ア）屋内露出部 ※標準仕様書（※A ○ ） ○保温化粧ケース ○図示
（イ）屋外露出部 ※標準仕様書（※E3 ○ ） ○保温化粧ケース ○図示
（標準仕様書表 2.3.3 による）
（ウ）保温化粧ケースの材質 ○樹脂製 ○溶融亜鉛めっき鋼板製 ○ステンレス鋼板製
- (2) 空調機用トラップ
○配管トラップ ○ドラムトラップ ○メカニカルトラップ ○（ ）

6. ダクト設備

- (1) ダクト
ア. 矩形ダクトの工法 ○共板フランジ工法（長辺 1,500mm 以下） ○アングルフランジ工法
イ. 矩形ダクトの区分 ○低圧ダクト ○高圧 1, 2 ダクト（図示部）
ウ. ダクト内圧の確認 施工図作成時に、空調及び換気ダクトの内圧が±500Pa を超える範囲を確認すること。

- エ. 器具接続部 ○アルミフレキシブルダクト W タイプ（L=500mm 以下） ○断熱フレキ
オ. 厨房用排気ダクト 板厚 ※火災予防条例の運用基準第 9 条の 2 ○（ ）
工法 ※アングルフランジ工法 ○（ ）
カ. 振れ止め支持 横走りダクトは、12m 以下ごとに、標準図 施工 17 ダクトの吊り金物・形鋼振れ
止め支持要領による振れ止め支持を行うこと。また端部に振れ止め支持を行う。

- (2) 保温
ア. 矩形ダクトの保温種別は次による。スパイラルダクトも矩形ダクトに準ずる。
・ 一般居室・廊下 ※J1 ○J2
・ 暗渠内（ピット内含む） ○K1 ○K2 ○K3
・ 厨房用排気ダクト ○I ○J1 ○J2
イ. 次のダクトには、保温を施工すること。
○OA ダクト ○EA ダクト（外壁から 1m 以内） ○（ ）
○RA ダクト ○暗渠内（ピット内含む） ○厨房用排気ダクト

- (3) 消音内貼
ア. 施工箇所は図示による。
イ. 消音内貼部分の外部保温 ※不要 ○要
ウ. チャンバーの寸法は外形寸法、ダクト及び消音エルボは内形寸法とする。

- (4) フランジ用パッキン及びキャンバス継手
材質 ※ノンアスベスト
(5) 既設ダクト撤去方法について
※石綿が含有しているフランジ用パッキン等は、フランジ部を取外さない工法で行う。
○（ ）

7. 換気設備

- (1) 排気フード
ア. 工事区分 ○本工事 ○別途工事（ ）
イ. 材質 ※標準仕様書 ○亜鉛鉄板
ウ. フード囲い ※標準仕様書 ○亜鉛鉄板
エ. グリス除去装置 ※グリスフィルター ○グリスエクストラクター
オ. グリスフィルターの予備 ※要（100%） ○不要

8. 排煙設備

- (1) 排煙口
ア. 作動 ※手動（電気式） ○手動及び煙感知器連動
イ. 復帰装置 ※遠隔復帰式（電気式） ○手動復帰式
ウ. 排煙口と手動開放装置間の渡り配線 ※本工事 ○別途工事
- (2) ダクト
ア. 矩形ダクトの工法 ※アングルフランジ工法
イ. 矩形ダクトの区分 ※高圧 1, 2 ダクト
ウ. 矩形ダクトの継目 ※ピッツバーグはぜ

- (3) その他
日本建築学会 「建築物の煙制御計画指針」による。

9. 自動制御設備

(1) 一般事項

中央監視制御装置が別途工事の場合は、防災連動停止などの機器作動の整合性やデータ伝送方式の整合性を図ること。

10. 共通適用項目

(1) ファン軸受注油口

機外（あるいは寄り付きが容易な個所）より潤滑油の補充ができる構造とする。

11. 特記事項

.